

児童扶養手当などの現況届を提出してください

子育て支援課 ☎66・1108

現在、児童扶養手当・県遺児手当・市遺児手当・特別児童扶養手当の受給資格者になっている方は、引き続き対象となるかを確認するため、現況届を提出する必要があります。平成28年分の所得について申告されていない方は、至急申告をしてください。また、現在は所得超過で申請をされていない方も、前年中の所得によっては受給対象となる場合がありますので、該当すると思われる方はお問い合わせください。

提出期間

- 児童扶養手当・県遺児手当・市遺児手当
8月1日(火)～31日(木)
- 特別児童扶養手当
8月14日(月)～9月11日(月)

提出先 子育て支援課

※届出通知書は、本人宛てに郵送します。

※児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書が届いた方は、併せて提出してください。

個人事業税第1期分の納税をお忘れなく

税務課 ☎66・1116

個人事業税の第1期分の納期限は8月31日(木)です。8月中旬に県から納税通知書を送ります。最寄りの金融機関、コンビニエンスストア(納付書の納付金額が30万円以下)、県税事務所で納付してください。

なお、ペイジー対応のインターネットバンキング、ATMで納付することもできます。ただし、領収書が発行されませんので、領収書が必要な方は金融機関など(ゆうちょ銀行を除く)の窓口で納付してください。

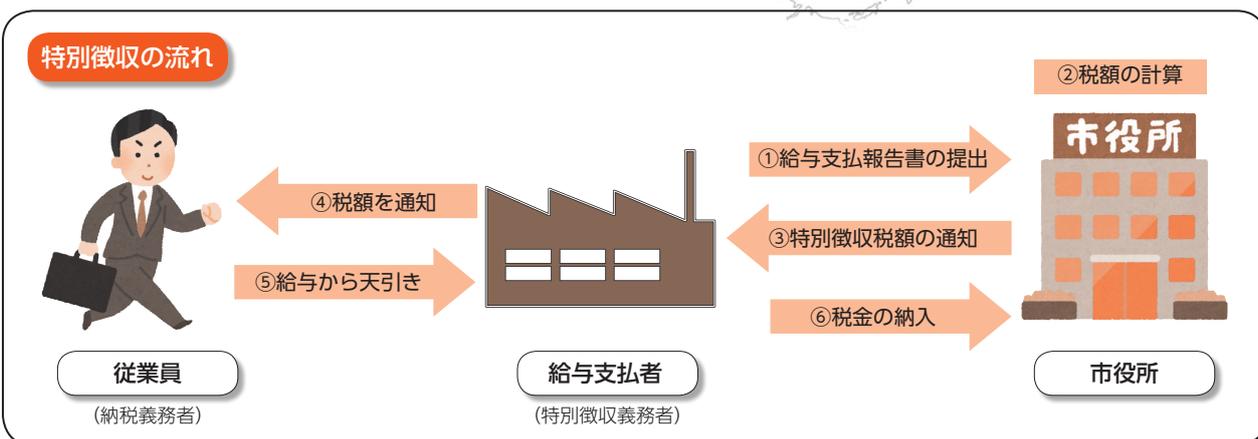
納税には口座振替制度もあります。希望される方は口座開設している金融機関で手続きください。ただし、2期分からの取り扱いとなる場合があります。

問合せ 東三河県税事務所
税第1課 ☎0532・356127

個人住民税特別徴収義務者の一斉指定を実施しています

個人住民税の特別徴収とは、給与支払者(事業主)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わって毎月従業員に支払う給与から住民税を徴収(天引き)し納入していただく制度です。

所得税を源泉徴収する義務のある給与支払者は、原則として、アルバイト、パート、役員などを含むすべての従業員の個人住民税を特別徴収することが、法令で義務付けられています。



メリットはあるの？

- ・個人が、納税のために金融機関などに向く必要がなくなります。
- ・納め忘れがありません。
- ・年税額を12回に分けて天引きするので、1回あたりの負担が少なくなります。

事業所は何をすればいいの？

該当する事業所は、特別徴収義務者に指定されます。税額の計算は給与支払報告書によって市が行い、従業員ごとに毎月特別徴収で納入する額を通知します。税額を計算する必要はありません。翌月10日までに納入してください。

税務課 ☎66・1116

◎休日水道お客様センター 土・日・祝日(年始を除く)午前8時30分～午後5時 ☎66・1129
水道料金などの収納、開閉栓の受付および開閉栓作業ができます。